

中央材料業務委託契約書

委託者 青 森 県

受託者

上記当事者間において、青森県立中央病院の中央材料業務委託のため、次のとおり契約を締結した。

(総則)

第1条 委託者は、次の掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を受託者に委託し、受託者はこれを受託した。

- 業務名 中央材料業務委託
- 業務内容 別紙仕様書のとおり

(委託期間)

第2条 委託期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

(委託料)

第3条 委託料は 円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(委託業務の実施)

第4条 受託者は、青森県立中央病院の適正な中央材料業務のため、契約書の規定及び仕様書に基づき委託業務を行わなければならない。

2 受託者は、毎月の委託業務完了の際、別に定める様式による完了届を委託者に提出しなければならない。

3 中央材料業務について仕様書に明示されていない事項及び疑義の生じた事項については委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(契約保証金)

第5条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受託者が契約を履行した後、受託者に還付するものとする。

第5条(B) 契約保証金は、免除する。

(権利の譲渡などの制限)

第6条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託などの制限)

第7条 受託者は、委託業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

(機密の保持)

第8条 受託者は、本契約に基づいて知り得た事項を外部に漏洩してはならない。

(委託業務の調査等)

第9条 委託者は、必要がある場合には、受託者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務の実施に係る損害)

第10条 委託業務の実施にあたり、受託者に生じた損害は、委託者の責めに帰する理由による場合を除き、受託者の負担とする。

2 委託業務にあたり、受託者が第三者に及ぼした損害は、委託者の責めに帰する理由による

場合を除き、受託者の負担においてその賠償をするものである。

(業務内容、委託料の変更)

第 11 条 受託者は、一般的経済情勢の変動により、賃金等に増加を生じても、第 1 条の業務内容及び第 3 条の委託料を変更することができない。ただし、予期することができない経済情勢の変動により、委託料が著しく不相当であると認められるに至ったときは、委託者と受託者とが協議の上、業務内容又は委託料を変更することができる。

(委託料の支払)

第 12 条 受託者は、毎月の委託料を翌月の 10 日までに請求書により委託者に請求するものとする。

2 前項の請求金額は、第 3 条の委託料を別紙「月額支払表」に基づき支払うものとする。

3 委託者は、第 1 項の請求書を受領した日から起算して 30 日以内に受託者に委託料を支払うものとする。

(契約の解除)

第 13 条 委託者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害が生じても委託者はその責任を負わないものとする。

(1) 受託者が、委託業務を実施しなかったとき、又は委託業務を実施する見込がないと明らかに認められるとき。

(2) 委託業務の実施状況が著しく不相当又は不誠実であると認められるとき。

(3) その他、受託者がこの契約に違反したとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 1 号の規定に基づき発注者が解除したものとする。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

(契約保証金の帰属)

第 14 条(A) 委託者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第 5 条の契約保証金は、委託者に帰属するものとする。

(違約金)

第 14 条(B) 委託者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として受託者から徴収する。この場合において、違約金の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第 15 条 委託者は、第 13 条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として受託者から徴収する。

(個人情報の保護)

第 16 条 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記 1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(暴力団の排除)

第 17 条 受託者は、この契約の履行にあたっては、別記 2「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第 18 条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 19 条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自その 1 通を保有すものとする。

令和 8 年 月 日

委託者 青森市東造道 2 丁目 1 番 1 号
青森県立中央病院
院長 廣田 和美

受託者